

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び河原町地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが河原町地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成18年から20年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ② 中期 平成18年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの
- ③ 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、河原町地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ河原町地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 阪急河原町駅及び京阪四条駅等のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 阪急河原町駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、阪急河原町駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) エレベーターの設置

東改札口からホームに至るエレベーターの設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) 階段手すりの設置・改善

手すりが片側にしか設置されていない東西を結ぶ地下連絡階段については、既存の手すりの改善も含め、設置を検討します。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

改札口から主要な連絡階段へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所については、駅全体の動線を見直す中で設置・改善を検討します。また、ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) ホーム上の案内サインの改善

ホーム上におけるエスカレーターやトイレなどの案内サインについて、より分かりやすい表示となるよう検討します。また、時刻表の設置位置や表示方法についても、より分かりやすい方法を検討します。

(ロ) コンコース付近の案内サインの改善

コンコース付近における階段や乗り場の案内表示について、より分かりやすい表示となるよう検討します。なお、中央改札口及び東改札口付近へ、駅の構内案内を示す点字案内板の設置を検討します。

ウ 利便設備

(ア) ホーム上のトイレの改良・多機能トイレの設置

ホーム上へのオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）の多機能トイレの設置を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。事業実施の際は高齢者の方などに利用しやすいよう一般トイレへの洋式便器の設置及び手すりの設置を行います。

エ 個別設備

(ア) 券売機の改修

車いすの方が利用しやすいよう、東改札口の券売機の設置高さ及び蹴り込みを改善します。なお、点字表示板の設置位置等については、券売機コーナーの改築時にあわせて改善を検討します。

(イ) 幅広自動改札の設置

東改札口への車いす対応の幅広自動改札の設置を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(2) 京阪四条駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、京阪四条駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 情報案内設備

(7) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所については、設置・改善を検討します。

(1) 各改札口及びホームにおける電光式列車運行情報案内板の設置

各改札口及びホームにおいて、電光式列車運行情報案内板の設置を公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(3) その他の課題の検討

上記以外の連絡会議や分科会などで提起された様々な課題・問題点や阪急河原町駅及び京阪四条駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

階段手すりの点字表示の設置位置・表示内容、券売機の点字運賃表の設置位置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）やより分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示等について、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小等、河原町地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(4) バリアフリー化事業計画の概要

阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業計画の概要を表一〇に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表一〇に示します。

表一〇 阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
阪急 河原町駅	東改札口からホームに至るエレベーターの設置	阪急電鉄	▶						
	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加設置		▶						
	ホーム上のトイレの改良・多機能トイレの設置		▶						
	東改札口券売機の設置高さ及び蹴り込みの改善の検討		▶						
	東改札口への幅広自動改札の設置		▶						
京阪 四条駅	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善の検討	京阪電気鉄道	▶						
	各改札口及びホームにおける電光式列車運行情報案内板の設置		▶						

表一〇 阪急河原町駅及び京阪四条駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
阪急 河原町駅	東西地下連絡階段の手すりの設置・改善の検討	阪急電鉄	▶						
	主要な連絡階段へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善の検討		▶						
	中央・東改札口付近への駅の構内案内を示す点字案内板の設置の検討		▶						
2駅共通	より分かりやすい案内表示や緊急情報表示の検討	阪急電鉄 京阪電気鉄道	▶						
	様々な設備の改善の検討		▶						
	各鉄道事業者における共通課題の検討		▶						

阪急河原町駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図一四に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、阪急河原町駅を発着する鉄道車両及び四条河原町バス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

また、扉の開閉時にチャイムにより扉位置を知らせる装置について、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。


イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バス、京都バス及び京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表-11、表-12、表-13に示します。

表-11 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要


事業内容	目標年次						
	H18	19	20	21	22	23	～
四条河原町バス停を発着する車両の約50～60%をワンステップ・ノンステップバスとする							

<参考> 京阪バスの車両の更新計画（他都市を含む全営業所）

年次	総車両数(注)	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	454	143	78	49%
平成18年度末 (2006年度末)	543	185	117	56%
平成22年度末 (2010年度末)	543	285	130	76%

(注) 平成18年4月1日に3社のバス事業者が合併したため、総車両数が約100台増加


表-12 京都バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23～
四条河原町バス停を発着する車両の約90%をワンステップ・ノンステップバスとする						

<参考> 京都バスの車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	102	35	4	38%
平成18年度末 (2006年度末)	102	45	4	48%
平成22年度末 (2010年度末)	—	—	—	約90%

表-13 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次					
	H18	19	20	21	22	23～
四条河原町バス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする						

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバスの割合
平成17年度末 (2005年度末)	750	354	47%
平成18年度末 (2006年度末)	750	455	61%

3 その他の施設におけるバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

四条河原町北東角ビルの新築に当たっては、エレベーターや階段など、阪急河原町駅から地上への経路の一部となる部分について、できる限り旅客施設のバリアフリー化基準に合った施設整備を行います。また、阪急河原町駅と道路、周辺商業施設等とを結ぶ経路について、バリアフリー化に必要な次のような事業計画を進めます。

ア 東改札口からの経路

(ア) 情報案内設備について

a 移動経路における分かりやすい案内表示の設置

移動経路において、階段・エレベーターなどの分かりやすい案内表示について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

b 移動経路における視覚障害者誘導用ブロック・階段手すりへの点字表示の設置

主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置や階段手すりへの点字表示の設置について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

イ 中央改札口からの経路

(イ) 利用動線

a 連絡階段の改善

地下コンコースと地上とを結ぶ主要な階段における、手すりの設置・改善について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

(イ) 情報案内設備について

a 移動経路における分かりやすい案内表示の設置

移動経路において、階段・エレベーターなどの分かりやすい案内表示について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

b 移動経路における視覚障害者誘導用ブロック・階段手すりへの点字表示の設置

主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置や階段手すりへの点字表示の設置について、民間ビル管理者等の関係事業者と協議しながら検討します。

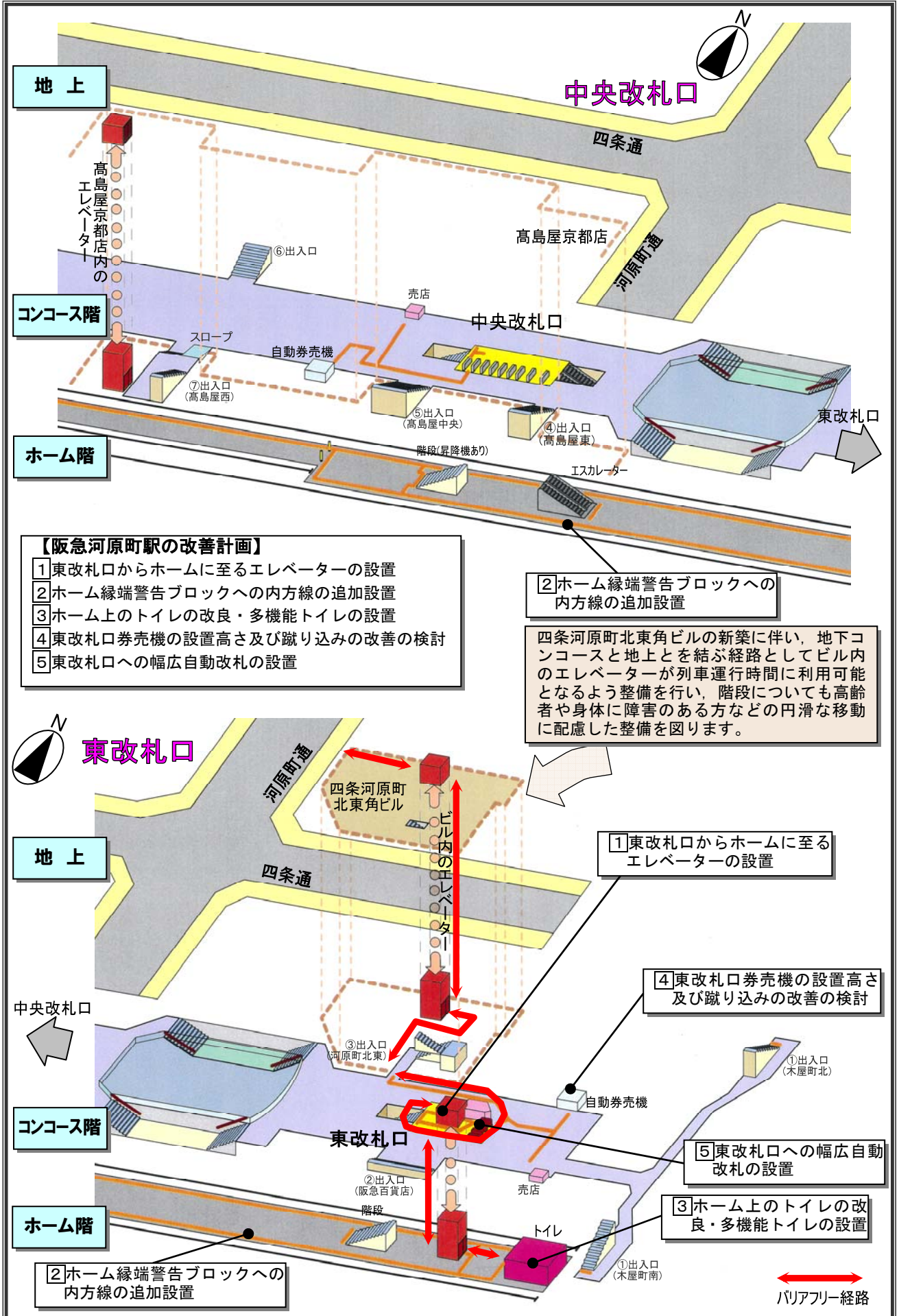
(2) バリアフリー化事業計画の概要

その他の施設におけるバリアフリー化事業計画の概要を表-14に示します。

表-14 その他の施設におけるバリアフリー化事業計画の概要

施設名	事業内容	事業主体	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23～
高島屋 京都店	地下コンコースと地上とを結ぶ主要な階段における手すりの設置・改善	高島屋	▶					
	主要な階段の手すりへの点字表示の設置		▶					
	主要な連絡階段の上端・下端部への警告用点状ブロックの設置		▶					
	階段・エレベーター等の分かりやすい案内表示の検討		▶					

図-14 阪急河原町駅のバリアフリー化事業計画



4 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者（京都市）が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路においては、特定経路と連続して歩行者優先策の検討を行います。

ウ 特定経路、準特定経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の阪急河原町駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

エ その他

(ア) 放置自転車等の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の実業家などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の実業家などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。

さらに、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、当地区や烏丸地区の一部を含む都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るために策定した「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」により、御射山公園や新京極公園の地下を活用した自転車等駐車場の整備や自転車駐車場付置義務の見直し等による駐輪スペースの確保を図るとともに、地域との協働による啓発・監視活動や放置自転車の撤去の強化など駐輪マナーの向上に取り組んでいきます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成18年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

河原町地区における道路特定事業計画の概要を表-15に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-16に示します。

表-15 道路特定事業の概要

経路	路線	事業内容	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23 ~
特定経路Ⅰ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)	段差、勾配の改善						
特定経路Ⅱ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)							
特定経路Ⅲ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)							
特定経路Ⅳ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)							
特定経路Ⅴ	主要府道 二条停車場東山三条線 (通称：御池通)	改良済み	—					

表-16 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次					
			H18	19	20	21	22	23 ~
準特定経路Ⅰ	市道 寺町通	歩行者優先策の検討						
準特定経路Ⅱ	市道 永松緯6号線・ 市道 開智緯1号線 (通称：仏光寺通)							
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討						

道路のバリアフリー化事業計画等を図-15に示します。

5 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路における高齢者や身体に障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置等の検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の手配・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成18年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

河原町地区における交通安全特定事業計画の概要を表-17に示します。

表-17 交通安全特定事業計画の概要

経路等	路線等	事業内容	目標年次						
			H18	19	20	21	22	23	～
特定経路Ⅰ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)	違法駐車の手配・取締り及び広報・啓発の推進	注)						
特定経路Ⅱ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)		注)						
特定経路Ⅲ	主要市道 嵐山祇園線 (通称：四条通)		注)						
特定経路Ⅳ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称：河原町通)		注)						
特定経路Ⅴ	主要府道 二条停車場東山三条線 (通称：御池通)		注)						
準特定経路Ⅰ	市道 寺町通		注)						
準特定経路Ⅱ	市道 永松緯6号線・ 市道 開智緯1号線 (通称：仏光寺通)		注)						
交差点	木屋町四条，河原町綾小路， 四条大和大路各交差点	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置等 の検討	注)						

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-15に示します。

図-15 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画等



6 その他の取組について

京都市では、平成15年6月に策定した『「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン』に基づいて、人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進しており、平成16年度から、都心地域の東山地区を対象とした交通社会実験などの交通対策に取り組んでいます。そして、平成18年度からは、この河原町地区や隣接する烏丸地区の一部でもある、四条通、河原町通、御池通及び烏丸通の4つの通りで囲まれた歴史的都心地区における交通環境改善の取組として、「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進しています。

7 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-18に示します。

表-18 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など 高齢者や身体に障害のある方とのふれあいの場の設置など 駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある方との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育 高齢者や身体に障害のある方へのサポート教育 介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
	違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど） バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ＩＣカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。